

〔分五番田村福一〕消火栓の使用料を生収するのみ
〔所長訓練使用の場合がある〕

〔議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を会議に諮り修正案
通り決定する旨を告ぐ

日程才四議案才五号〔寄附受領に關する件〕

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告げる

書記 朗 読

〔助役 原案につき説明〕

〔議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を會議に諮り原案通り
決定する旨を告げる

日程才五〔議案才五二号〕福生町固定資産評価審査委員改選につき同意を求める件

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告ぐ

書記 朗 読

〔助役 原案につき説明〕

〔議長田村幾太郎〕本件につき総務委員会にて審議したので委員長よ
り報告させる

〔総務委員長田村利一〕村野和助氏の任期満了の近つので委員会とし
ては村野委員は非常に熱心で適任者であるので再選に
同意したのである

〔議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を會議に諮り原案
通り決定する旨を告げる

日程才六〔議案才五三号〕指定寄附受領に關する件

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告げる

書記 朗 読

〔所長 消防自動車購入については総務部との合同委員会にて
審議し國庫補助三八万円の内示があり〕起債について



は運動中である。又富士見通り下水工事の請願書
を交付した時金五十四円有りこれは一部受益であるので
建設委員会にて十五万円の寄付が出来れば着工すると
報決定したのである現在八万四千円有りである

議長(田村幾太郎)消防自動車購入については治安委員長より報
告させる

治安委員長(高橋三郎)本件については経費治安の合同委員会にて
審議し現在の自動車は使用不能に近いため寄付を受け
て購入することに決定した

議長(田村幾太郎)富士見通下水工事については建設委員会にて
審議したので委員長に報告させる

建設委員長(野島毎)町長より説明のあったとおりである委員
会としては受け入れに決定したのである

東京都西多摩郡福生町役場

建設委員会

第十三番(船木甚平)工事費はどの位か

建設委員長(野島毎)五十七万八千四百位である

議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り
決定する旨を告げる

署名 議員 選挙

議長(田村幾太郎)署名議員選挙は指名推薦により議長が指名す
る旨を諮り全会一致指名推薦と決定する

議長(田村幾太郎)左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致
で決定する

高橋 彦 市

田村 政 一

石川 武 雄

議長(田村幾太郎)福生町議会の閉会を告げる

終了午後二時五十五分

右会議の顛末を記載しその相違なることを証するためここに署名する

昭和二十九年八月九日

福生町議会

議長 田村栄吉

議員 高橋彦市

今 田村政一

今 石川武雄



東京都西多摩郡福生町役場

福生町議会議員名簿

(昭和二十九年八月十五日 定例会)

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
		署	署		署						
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
村尾種吉	高橋三郎	並木秀	村尾四郎	田村利一	森田幸藏	談衆美知	飯野富十郎	石川信義	米泉薫	井上頼太郎	渡井明
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	西村光人	田村祐一	森田佐一	大久保一郎	瀬古清藏	石川常太郎	清水与市	山下幸三	中森与一	中西虎藏	森田誠重

福生町議會會議錄

昭和三十年九月十五日第三回福生町議會定例會日を福生町役場に開會す

出席した議員は左の通りである

第一番渡井 明 第二番井上頼太郎 第三番米泉 薫

第四番石川信 義 第五番飯野富十郎 第六番設樂美知

第七番森田幸 藏 第八番田村利一 第九番村尾四郎

第十番並木 秀 第十一番高橋三郎 第十二番村尾種吉

第十三番森田誠 重 第十四番中西虎 藏 第十五番中森与一

第十六番山下 幸三 第十七番清水与一 第十八番石川常太郎

第十九番瀬古清 藏 第二十番大久保一郎 第二十一番森田長一

第二十二番田村祐一 第二十三番西村光人 第二十四番高橋彦市

一、地方自治法第百三條の規定により會議事件の説明のため議

長から出席を求められたため出席した者は左の通りである
町長 森田幸一 造 助役 川窪金 吉 牧 文 役 川 辺 堅 一
総務課長 大野 忠 一 税務課長 貫井 共代 次 民生課長 橋本 孝 藏
産業課長 高木 求

一、本會の書記は左の通りである

書記 森田 植 書記 大久保 林 作

議長 (午後一時十五分) ニ水より第三回町議會定例會を開會
致します

議長 議案第四十六號 を上提いたします

議案第四十六號 福生町固定資産評価審査委員會委員改選
につき同意を求めます

書記 議案朗讀

町長 固定資産評価審査委員は三人の定員ですが内一人森田広

東京 都 西 多 摩 郡 福 生 町 役 場

助氏は八月三十日に任期満了となりましたので再び選任いたし
たく先般財務委員會の了解を得ましたのでここに提案し
た次第です

第三番 (財務委員長) 本件 につきまして財務委員會は慎重審議
の結果 森田広助氏を最も適任者とみとめ再選する
ことに同意いたしました

議長 本案について御異議はありませんか
満場異議なし

議長 御異議がないものとみとめ議案第四十六號 は原案可決と
決定いたします

議長 議案第四十七號 を上提いたします

議案第四十七號 福生町税賦課生収条例の一部 改めについて
書記 議案朗讀

町長 本案を提出しました理由は去る八月一日付法律 第百十号
を以て地方税法の一部を改正する法律が公布されました
のでこれに伴って必要なる改正をいたしました尚従来の條例
中にもれをりました事項を二頁加入いたしました詳細は
主管課長として御説明致させていただきます
尚本案につきましては午前中 総務、賦務合同委員会に
於て御審議をわかつて御了解を得てをりまする
しく御審議をおわかいいたします

税務課長

町税賦課生枚率例の改正につき所要を御説明申上げ
ます

一、納税者がその未納に係る生枚金を納付し又は納入すること
を委託するため町長の定める有価証券を生税吏員に提供

東京都西多摩郡福生町役場

東京府税務局事務課長 山田 敬

して現金化し納税する制度が新に設けられた

二、還付又は充当加算金については今迄は納税者の責任
による還付金については還付加算金を加算されなかったが
加算されることとなった

三、延滞金及延滞加算金は百円につき四割が三割に引
き下げられた

四、今迄個人の町民税の申告書を提出する義務が法定され
ていたが提出を求められたときでよいこととなった

五、法人の均等割につて事務所、事業所を有していた月数に
よつて月割によつて均等割額が課税できることとな
つたと共に申告納付となった

六、個人の町民税の特別生枚率については条例で定められた場合に限
り給與所得者に対して特別生枚率を行ふことができなかつたが原

則として給與所得者に対する住民税は特別増収にあることとなつた 又給與所得以外の所得も納税者から反対のない限り特別増収かひきることとなつた

七、固定資産税の課税標準たる土地家屋の價額の評価は毎年行つていたものを基準年度を設けて原則として三年間据え置くこととなつた

基準年度は昭和三年度及三十三年度並びに三十三年度から起算して三年度を全過することの年度をいふ償却資産の免税額が五万円から十万円に引き上げられた 当初でこれからの減税になるのは税額が約一万二千円位である

尚自治庁通達にある住宅建設促進策として昭和三十年十月二日から三十三年一月一日までは建築された十坪以下(今迄十坪以下)

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

の家屋に対して最初の三年度の固定資産税について税額の二分の一(今迄三分一)を軽減することとした

八、タバコ消費税の税率が今迄の百十五分の十($\frac{8.7}{100}$)から百分の九と引き上げられた 従て百分の〇・三増率となり前年度に比し約二十万円位増加になる

九、自動車、荷車の月割の賦課期日について今迄新に取得された日の属する月の翌月一日となつてゐたが新に取得された日となつた

十、自動車、荷車税の増収について証紙増収の方法かひきることとなつた 尚今迄の鑑札が標識に改められた

十一、國庫出納金端数計算法の改正によつて課税標準額は原則として百円未満、税額は十円未満は切捨ることとなつた

尚今も此条例中にもれてゐたためヲ三十八条之一に個人の町民
税の増税令書に記載すべき各納期の納付額に關する
事項及 三十九条之二に普通増収に係る個人の町民税
の賦課後の変更、これに係る延滞金の増収方法に關する
事項を新に加入した

議長 総務委員長から御報告をゆかいます

第六番（総務委員長）委員会の全通を報告いたします。午前中
総務、賦税の合同委員会を開き、慎重審議の結果、これ
は地方税法の改正に伴つて行われた条例の改正で已む
を得ないものとみとめました

議長 本業につて御質問はありますか

第十三番 先程の説明によると法人均等割の月割につて事務
所のある月数が五ヶ月の場合には二十四回に五をかけるこ

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

十二で割ると云われたがまちがひないか

税務課長 条例第三十八条二項によつてまちがひはありません

議長 本業につて御異議はありますか

満場 異議なし

議長 御異議がないものと認め、議案第四十七号は原案
可決と決定いたします

議長 議案第四十八号を上提いたします

議案第四十八号 指定寄附受領に關する件

書記 議案朗讀

助役（三ノ一） 松戸町の指定寄附につきましてはこれは長年の

間、この地域は水はけが悪く、雨水は溜つてをりまし

て地元よりの要望もありましたので、牛浜駅に連なる国

道が貫通しましたので、先般建設委員会に諮り工事

費四十四万四千三百円をもちて工事を完了いたしました
(その二) 松立万田の指定寄附につきましては中学校の増築
工事に伴い水道の施設をしてもらいたいと云ふPTA
からの要望もありましたので先般総務委員会に諮り
増築工事と同時に工事費二十八万三千九百八十円
をもちて工事を完了いたしました
(その三) 五万田の指定寄附につきましては小学校に
給食用の調理機を備へてもらいたいと云ふPTA
からの要望がありましたので之を備へてくれと小学校
も第一学校のほうに完全給食を行いたいと云ふ希望
で漸く今回實施される運びとなりました
議長 本案については質問はありませんか
異議なし

議長 本案については御異議はありませんか
満場 異議なし
議長 御異議がないものと認め議案第四十八号は原案可
決と決定いたします
議長 議案第四十九号を上提いたします
議案第四十九号 所管住宅の建設について
書記 議案朗讀
助役 本案はすでに私が就任前に審議されたものあり
りまして場所もまだハッキリしてありますので予定
地とし、建設費千二百万円も概算でハッキリする
既に三十戸の割当もありますので實現に努力力
いたしなうと存じます
議長 御質問はありませんか

異議なし

議長 本案につき御異議はありますか
満場 異議なし

議長 御異議かないものと認め議案第四十九号は原案可
決と決定いたします

議長 本日の議事は全部終了しました

會議録署名員を指名いたします

第七番

第九番

第十番

議長 御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 (午後二時二十分) 第三回所議会定例会を閉会した

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

します

右會議の顛末を記載しその相違ないことを証する
少茲に署名する

昭和三十年九月十五日

福生町議會

議長

議員

議員

議員